配当公告

岡山市北区田町一丁目二番四号
破産者　株式会社ビルデイング企画

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十一年（フ）第九七六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一、二一一、一四七、八五九円

一、配当することのできる金額
金五七、一一二、九七六円

平成二十三年八月九日
岡山市北区中山下一丁目九番一号山陽アルファ中山下ビル六階
破産管財人　加瀬野忠吉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鉾田市青柳四六九番地、最後の住所茨城県鉾田市青柳二三六一番地
被相続人　亡　岡本　**隆吉**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月九日
茨城県水戸市大町二丁目一番二六―二〇六号
相続財産管理人　秋山　安夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市大字中久喜一三一二番地九三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　永藤　光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月九日
事務所栃木県栃木市大平町西野田一番地
相続財産管理人　司法書士　鶴見　貞治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県甘楽郡下仁田町大字南野牧九六七九番地、最後の住所群馬県富岡市下高瀬七二四番地鏑泉苑
被相続人　亡　安藤ふぢ江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月九日
群馬県高崎市金古町一九〇三番地二二
相続財産管理人　松本　紀佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡大泉町中央一丁目一四九〇番地、最後の住所群馬県邑楽郡大泉町中央一丁目一六番一七号
被相続人　亡　久保田タヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月九日
群馬県太田市浜町一八番九四号
相続財産管理人　弁護士　福島　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市坂ノ市南一丁目一四八五番地、最後の住所東京都あきる野市雨間二四一番地一
被相続人　亡　野村　眞紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月九日
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区阿佐谷北三丁目二四番、最後の住所東京都練馬区大泉学園町六丁目一五番一二号
被相続人　亡　石橋　忠雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月九日
東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル一七階石澤・神・佐藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　栃尾真理子
（登録姓　島田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東金町三丁目二五八〇番地、最後の住所東京都葛飾区東金町六丁目二五番二号
被相続人　亡　田口　早苗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月九日
東京都港区虎ノ門三丁目五番一号虎ノ門三七森ビル青和特許法律事務所
相続財産管理人　弁護士　薄葉　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市清武町今泉甲一〇四七番地一、最後の住所東京都大田区中央三丁目一四番一号セントラル伊東一〇一
被相続人　亡　谷川　勝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月九日
東京都中央区銀座二丁目一一番九号三和産工ビル三階鈴木総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市大町一四九五番地、最後の住所東京都日野市大坂上二丁目二四番地の一九ルピナス日野壱番館三〇一
被相続人　亡　布施　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月九日
東京都国分寺市本町三丁目一〇番一七号田中ビル三階戸塚法律事務所
相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千駄木一丁目五八番地、最後の住所東京都中央区新川一丁目一四番九―三〇一号
被相続人　亡　金子　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月九日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　荒巻　慶士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区南小岩二丁目六番、最後の住所東京都江東区大島八丁目三九番二二―一〇一一号
被相続人　亡　古川　晴義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月九日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　荒巻　慶士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千駄木二丁目一〇番六号
相続財産管理人　弁護士　田中その子

第３期決算公告　平成23年８月９日

東京都目黒区東山一丁目５番４号
ヴィズミック株式会社
代表取締役　青山　尚

貸借対照表の要旨（平成23年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	128,080
	固定資産	1,033,929
	資産合計	1,162,009
負債及び純資産の部	流動負債	65,188
	固定負債	419,333
	株主資本	677,488
	資本金	10,000
	資本剰余金	27,756
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	25,256
	利益剰余金	639,732
	その他利益剰余金	639,732
	（うち当期純損失）	(276,399)
	負債・純資産合計	1,162,009